

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(令和 2 年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>7-1 支給誤りを防止する体制構築について</p> <p>令和元年から同 2 年にかけて、諸手当 2 件、退職手当 1 件の支給誤りが発生していた。</p> <p>この誤支給の発生原因は事務処理上の誤りとのことであったが、事務処理の過程では通常複数担当者によるダブルチェックは行われており、その上でも生じてしまった事象であり、不当である。</p> <p>チェックが形骸化していないかも含め、事実に応じた正しい支給が行われているかの観点から、検証する仕組みが十分に機能しているかなど根本的な仕組みの再構築を検討すべきである。</p>	<p>指摘に係る支給等業務について、支給の根拠となる事実を適切に把握及び管理し、正確な支給を図るため、以下に掲げた措置のとおり、手順を見直すとともに、確認体制について改善を講じた。</p> <p>【研修医宿舎に係る駐車場使用料等の控除漏れ】</p> <p>本控除漏れは、駐車場使用届等が提出されていたものの、管理台帳への入力に遺漏があったことに起因するものであった。そのため届出受領後、管理台帳への入力漏れが無いよう、届出書に管理台帳への入力チェック欄を新たに設け、入力状況を把握及び管理することとした。</p> <p>【超過勤務手当の支給漏れ】</p> <p>本支給漏れは、超過勤務を行った対象職員について、電子データ間での手入力による転記漏れに起因するものであった。そのため、転記による誤りが生じないように、データの様式を改め、基データから別データに電子データをコピーし手当額を算定できるように改善したうえで、その転記内容をダブルチェックすることとした。</p> <p>【退職手当の支給誤り】</p> <p>本支給額の誤りは、電子データにおける計算式の設定誤りに起因するものであった。そのため、支給額の誤りを認知できるよう、別の自動計算により検算するとともに、手計算による結果との突合を行うこととした。</p> <p>以上のような個別の指摘に係る改善措置に加え、類似する支給業務に対しても点検のうえ、今般講じた措置を適用するなど、必要な改善を行った。あわせて、支給業務の正確性を確保していくため、定期的な点検や点検を踏まえたマニュアルの見直しなども講じることとした。</p>	